

大阪府私立幼稚園の預かり保育に係る補助事業について

■「移行支援型」（「認定こども園移行支援事業」）

○対象

認定こども園への移行を表明する幼稚園（11時間以上開園）

国の「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」において、「平成30年度までに認定こども園へ移行する・あるいは、移行を検討中である」旨を回答すること

○補助金申請の提出資料

毎年度、認定こども園への移行の取り組みを確認したうえで補助金を交付。確認書類は以下のとおり（①、②は毎年必須）

- ①理事会の議事録（認定こども園の移行あるいは移行検討についての協議・検討状況が記載されているもの）
- ②保護者に通知した書類（認定こども園への移行・あるいは移行検討している旨を記載したもの）
- ③市町村との協議状況がわかる報告書（様式は問わない。例：市町村との意見交換会や個別相談、協議の議事概要など）
- ④施設整備を予定している場合はその関係資料

なお、移行に向けた取り組みを評価して毎年度単価を決定するので、仮に認定こども園に移行できなかった場合も、さかのぼっての補助金返還は不要。（ただし、過年度の申請書類に虚偽があった場合等はこの限りではない）

■「子育て支援型」

○対象

上記以外で預かり保育を実施している幼稚園

《単価表》

教員数	預かり時間 対象	平日					長期休業期間	休日
		2時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上		
1人	移行支援型	780	1,400	1,600	1,800	1,800	160	300
	子育て支援型		936	1,092	1,248	1,404		
2人	移行支援型	1,170	2,000	2,300	2,600	2,900	280	480
	子育て支援型		1,443	1,716	1,989	2,262		
3人	移行支援型	1,560	2,600	3,000	3,400	3,800	400	660
	子育て支援型		1,950	2,340	2,730	3,120		